

# 社会福祉法人鳩山松寿会 役員の報酬および費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳩山松寿会(以下「当法人」という。) 定款第二三条の規定に基づき、理事、監事(以下、「役員」という。)の報酬および費用弁償に関する事項を定めたものです。

## (報酬)

第2条 具体的な担当業務を有する当法人の役員に対して報酬を支給することができます。

2 報酬を支給する役員の業務内容、従事者、支給額等は別表1のとおりとします。

3 前項に関わらず週平均3日以上勤務にあたる役員に対しては別表2により月額報酬を支払うことができます。

## (費用弁償)

第3条 役員に費用弁償を支給する業務は、次のとおりとします。

- ①理事会、評議員会への出席
- ②定期監査、臨時監査への出席
- ③行政機関による監査の立会い
- ④その他、理事長が必要と認めた業務

2 費用弁償額は、次のとおりとします。

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| ①鳩山町に居住する役員        | 5.000円  |
| ②鳩山町以外で埼玉県内に居住する役員 | 7.000円  |
| ③上記以外の役員           | 10.000円 |

3 報酬を受ける役員および職員と兼務する役員には費用弁償を支給しません。

4 役員が1日に複数の業務に従事する場合でも費用弁償を重複して支給することはありません。

## (改正)

第4条 この規程の改正については、理事会の議決を要します。

## 附則

この規程は、2017年6月10日から施行します。

《別表1》

業務内容	従事者	支給額等
法人の統括・施設の指導監督等	理事長	日額20,000円
法人の統括補助・施設の指導監督等	理事長が任命した役員	日額7,000円以上15,000円以内で理事長が決定した額

《別表2》

業務内容	従事者	支給額等
法人の統括・施設の指導監督等 (週5日勤務)	理事長および理事長が任命した役員(業務執行理事)	40万円。
法人の統括・施設の指導監督等 (週4日勤務)	理事長および理事長が任命した役員(業務執行理事)	30万円。
法人の統括・施設の指導監督等 (週3日勤務)	理事長および理事長が任命した役員(業務執行理事)	20万円。